○東北地方整備局告示第百五十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年十一月十日

東北地方整備局長　青山　俊行

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類　県道仙台三本木線混内山道路改良工事（混内山道路改良・宮城県大崎市三本木字大豆坂地内から同市三本木新町一丁目地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県大崎市三本木字廻山、字大豆坂及び同市三本木新町一丁目地内

２　使用の部分　宮城県大崎市三本木字大豆坂地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県大崎市三本木桑折字都松地内から同市三本木新町一丁目地内までの延長1,610ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道仙台三本木線混内山道路改良工事」（以下「本件事業」）という。）のうち、同市三本木字大豆坂地内から同市三本木新町一丁目地内までの延長535ｍの区間に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道仙台三本木線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により宮城県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により宮城県が道路管理者であることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、仙台市泉区を起点とし、富谷町、大和町、大衡村を経由し、大崎市三本木に至る延長22.3㎞の路線であり、仙台圏域と大崎圏域とを結び、沿線地域の経済、産業を支える重要な路線である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、現在、大崎市となっている旧三本木町の中心部に存し、一般国道４号と接続する地域交通の要となっていることから、周辺には、数種の公共施設が存するほか、住宅地と隣接しており、さらには企業も多数進出するなど、幹線道路としての機能に加え、地域住民の日常生活を支える道路としての機能も有している。

しかしながら、現道は、車道部幅員が狭小な区間が存するうえ、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める規格を満たさない急勾配や線形の不良な区間が存しており、また、一般国道４号との交差点において、右折車線が整備されていないことなどから、朝夕の通勤時間帯を中心に自動車の滞留が発生し、渋滞を引き起こすなど、安全かつ円滑な交通に支障をきたしている。また、現道は、大型車の走行が多いものの、歩道の整備が十分ではなく、歩行者等の安全な通行が確保されていない状況となっている。さらに、積雪地域であるにもかかわらず、積雪時の除雪による路肩の堆雪幅も確保されていないことから、冬期間においては、なお一層、安全かつ円滑な交通に支障をもたらしており、幹線道路及び地域住民の生活道路としての機能が著しく損なわれている状況にある。

本件事業は、本件区間についてバイパス方式により、道路構造令に定める規格を満たす幅員及び勾配等の良好な道路を建設するものであり、かつ、一般国道４号との交差点において、右折車線が設置されることから、本件事業の完成により、交差点における交通渋滞が解消されることが期待されるとともに、年間を通した安全かつ円滑な交通が確保されるものと認められる。また、自転車歩行者道が整備されることから、歩行者等の安全性の確保にも寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意に調査を行った結果、大気質、騒音及び振動のいずれの項目についても環境基準等を満足するものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカの飛翔が確認されているが、営巣、繁殖行動は確認されていない。また、環境省レッドリスト等に重要種として掲載されている動植物が確認されており、これらの重要種について、樹林帯、水田及びため池等の生息場所の分断の影響等が考えられるが、供用後に想定される環境変化の影響がそれぞれの重要種の地域個体群の存続に顕著な影響を与えるほどのものではないと推測される。また、起業者は、施工にあたって現場の土砂を用いることによって植生の再生を図るなどの措置を講ずることとしており、供用後に監視を行うことでその効果を確認し、必要に応じて植生管理等の措置を行うこととしている。以上のことから、本件事業による影響は軽微であると認められる。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、年間を通した安全かつ円滑な交通の確保を主な目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和58年４月12日付けで決定され、平成９年６月13日付けで変更決定された都市計画と法面等を除いた基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は安全かつ円滑な交通に支障をきたしており、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、宮城県町村議会議長会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県大崎市役所